

# デジタル・イノベーション企業立地促進補助金

## ◆対象者

- 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）
- インターネット附随サービス業
- 映像・ビデオ制作、アニメーション制作業、広告制作業又はデザイン業（専ら情報通信に技術を利用する方法により行う事業に限る）
- インターネット広告業
- コールセンター業（BPOセンター含む）
- データセンター業
- その他、情報通信技術を用いて自社の事務処理・データ処理を一括して行う事業部門



日本標準産業分類  
(総務省HP)

## ◆対象要件

- ・市内に事業所を新設する企業であること
- ・事業所賃貸借契約締結前日までに申請、1年以内に事業開始、7年以上事業継続
- ・新規常用雇用者(※1)の人数が雇用要件基準日(※2)に次の雇用要件基準を満たすこと



### ◆雇用要件基準

業種	事業所面積(50坪未満)	事業所面積(50坪以上)
情報通信業等 (コールセンター等以外)	5人以上(1年目のみ3人以上)	15人以上(1年目のみ8人以上)
業種	事業所面積(90坪未満)	事業所面積(90坪以上)
コールセンター等 (※3)	10人以上	30人以上

(※1) 新規常用雇用者：事業所の指定を受けた日から起算して3か月前から操業開始後5年以内に、事業所の新設に伴い「新たに常用雇用した市民」又は「市外から新潟市に住民票を異動した従業員」で雇用保険の一般被保険者の方

(※2) 市内事業所の操業開始の1年後の日(2~5年経過した日においても同じ)

(※3) コールセンター等：コールセンター、BPOセンター、カスタマーサポートセンター等

## ◆補助内容

「一般型」又は「にいがた2km型」をいずれか選択

①事業所賃料補助	補助内容	一般型 (市内全域)	にいがた2km型(※4) (新潟都心地域内)
	補助額	年間事業所賃借料1/5 (1年目は雇用数に応じて補助率を決定)	年間事業所賃借料3/4 (1年目は雇用数に応じて補助率を決定)
	期間	5年間	3年間
	限度額	900万円/年	5,000万円/年



<にいがた2km型 対象建築物要件>

- ①新潟都心地域内で令和4年4月以降竣工していること(竣工の日から起算して3年以内)
- ②用途が建築基準法上の事務所であること
- ③オフィス部分の天井高が2,700mm以上、OAフロア高が100mm以上であること



対象建築物  
(新潟市HP)

(※4) 新潟市内の新潟都心地域内(右図)の新築オフィスビルに入居する場合

②雇用促進補助	補助内容	一般型・ にいがた2km型(コールセンター等)		にいがた2km型(コールセンター等以外)			
		雇用形態	正規雇用	非正規雇用	正規雇用	非正規雇用	
		金額	50万円/人	25万円/人 (※5) 正規転換25万円加算	100万円/人 (※6) U1ターナー・新卒者 正規雇用採用50万円加算	25万円/人 (※5) 正規転換75万円加算	
		期間	3年間		3年間		
限度額	1,500万円/年		5,000万円/年				

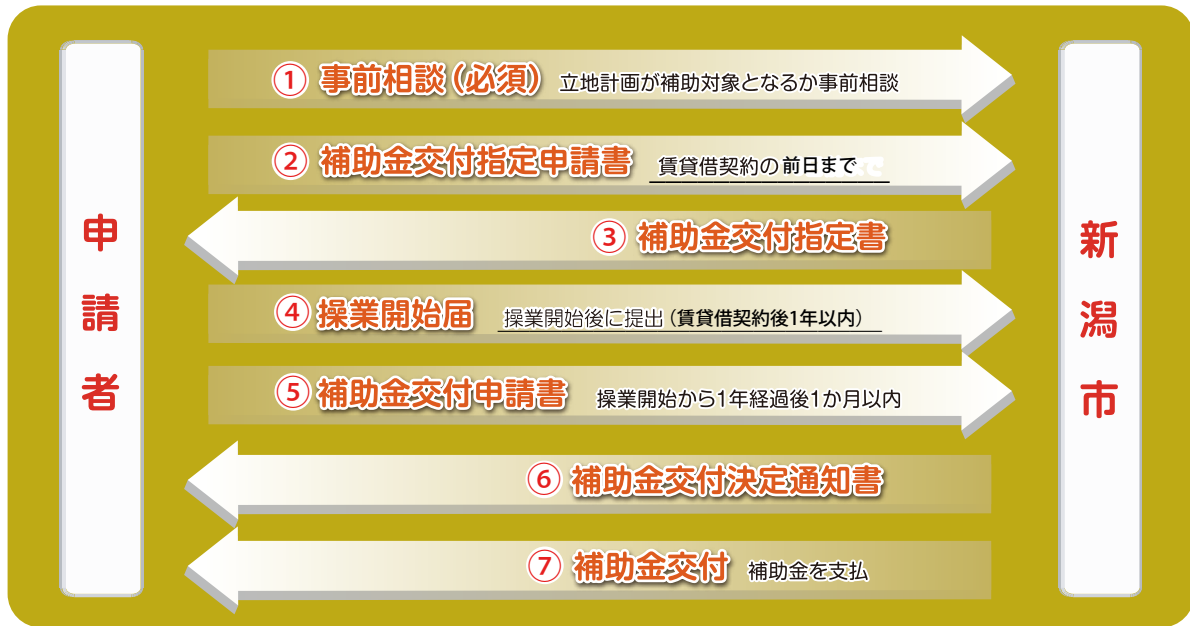
(※5) 非正規雇用者が正規転換した場合は、25万円加算。にいがた2km型(コールセンター等以外)の場合は、75万円加算。

(※6) U1ターナー・新卒者を正規雇用した場合は、50万円加算。

(※6) 新卒者：新潟市内に1年以上住民票を有し、雇用保険資格取得年月日の前日から3年以内に高校、専門学校又は大学等を卒業し、他企業で正規常用雇用者としての勤務経験がないもの。

(※6) U1ターナー者：新潟市内に1年以上住民票を有し、雇用保険資格取得年月日の前日から1年前までの期間に新潟県外から市内に転入したもの(転勤等による勤務地変更は除く)。

## ◆ 手続きの概要



## 提出書類

指定申請（手続き①～③）		交付申請（手続き⑤～⑦）	
申請期限	提出書類	申請期限	提出書類
賃貸借契約締結日の前日	(1)補助金交付指定申請書 (2)事業計画書 (3)事業所賃貸借契約書(案) (4)法人の登記事項証明書 (5)最新の決算書(写し) (6)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 ※にいがた2km型の場合 (7)入居する新築オフィスビルの建物登記事項証明書、パンフレット等	操業開始後1年を経過した日から1ヶ月以内 (2年～5年を経過した日においても同じ。 補助期間3年の場合は3年まで)	(1)補助金交付申請書兼実績報告書 (2)事業所賃貸借契約書(写し) (3)事業所賃借料の領収書(写し) (4)新規常用雇用者の住民票(写し)、給与台帳(写し)、事業所別雇用保険被保険者台帳(写し) (5)正規常用雇用者の雇用契約書(写し) (6)市税の納税証明書 ※Uターン・新卒者を採用した場合 (7)Uターン・新卒者であることがわかるもの

※市では、平成25年4月1日から新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の誓約書の提出をお願いします。  
 ※当補助金は、国・県・その他機関の制度との併用が可能です。

◆ **申請窓口** 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

## 新潟市 経済部 企業誘致課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL.025(226)1689 (直通)

FAX.025(228)2277

E-mail : kigyo@city.niigata.lg.jp



新潟市企業立地

検索

(令和6年4月作成)